

# 御野場病院訪問リハビリテーション運営規程

## 第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人正観会が開設する御野場病院（以下「病院」という）が行う指定訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、訪問リハビリテーション従業者が、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問リハビリテーション従業者は、要介護者等が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要リハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 御野場病院
- 二 所在地 秋田市御野場二丁目4番11号

## 第2章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 訪問リハビリテーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

二 医師 常勤1名以上

医師は、利用者の診察等医学的管理を行う。

三 従業者

① 理学療法士 常勤1名以上

② 作業療法士 非常勤1名以上

③ 言語聴覚士 常勤1名以上

従業者は、利用者に交付した訪問リハビリテーション計画に基づき、適正な指定訪問リハビリテーションを提供する。

## 第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 指定訪問リハビリテーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 一 営業日

月曜日から金曜日とする。但し、年末年始（１２月３０日から１月３日）は除く。

## 二 営業時間

午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

## 三 サービス提供時間

午前９時から午後５時までとする。

# 第４章 指定訪問リハビリテーションの提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

（指定訪問リハビリテーションの提供方法）

第 6 条 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

第 7 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問リハビリテーションを提供する。

2 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

第 8 条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

第 9 条 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

2 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第 10 条 正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対して適切な指定訪問リハビリテーションの提供が困難と認めた場合は、他の指定訪問リハビリテーション事業者の紹介など、必要な措置を講じる。

第 11 条 指定訪問リハビリテーションの提供を求められた場合には、被保険者証により被保険者資格、要介護認定、要介護認定の有効期間を確認する。

2 前項の被保険者証に介護保険法第 7 3 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されている場合、その意見に配慮して、指定訪問リハビリテーションを提供する。

第 12 条 指定訪問リハビリテーションの提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には利用者の意思を踏まえて速やかに申請がなされるよう必要な援助を行う。

2 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であっても必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 1 ヶ月前にはなされるよう、必要な援助を行う。

第 13 条 指定訪問リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が法定代理受領サービスの要件を満たしていないとき（介護保険法第 4 1 条第 6 項及び介護保険法施行規則第 6 4 条各号のいずれにも該当しないとき）は、当該利用申込者又はその家族に対し、法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(指定訪問リハビリテーションの内容)

第14条 指定訪問リハビリテーションの内容は次の通りとする。

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるリハビリテーションの実施

(指定訪問リハビリテーションの利用料等)

第15条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

2 第1項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

3 第1項の利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービス内容及び利用料の額を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第16条 指定訪問リハビリテーションを提供した際には、当該指定訪問リハビリテーションの提供日及び内容、法定代理受領サービス費の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

## 第5章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第17条 通常の事業の実施地域は下記の通りとする。

秋田市御野場、仁井田、四ツ小屋、御所野、牛島、大住、上北手、山手台、茨島、卸町、豊岩（石田坂、居使）、新屋（大川町、元町、表町、扇町、渋谷町、沖田町、田尻沢町、高美町、鳥木町、前野町、比内町）、檜山（愛宕下、城南町、城南新町）、河辺（北野田、和田、戸島、畑谷）、雄和（芝野、田草川、本田）

## 第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(事故等防止)

第18条 リハビリテーション実施の際は、転倒事故等防止のため細心の注意を払うこと。

(リハビリテーションサービスの制限)

第19条 医師の診察の結果、リハビリテーション等を控えたほうがいいと判断した場合は、利用者にはその旨を伝えサービスの利用を制限することがある。

## 第7章 その他運営に関する重要事項

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 利用者が、正当な理由なく指定訪問リハビリテーションの利用に関する指示に従わずに要介護状態の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知する。

(勤務体制の確保)

第21条 利用者に対して、適切な指定訪問リハビリテーションを提供できるよう、訪問リハビリテーション従業者の勤務体制を定める。

2 指定訪問リハビリテーション従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(秘密保持)

第22条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、訪問リハビリテーション従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

- 2 サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第23条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第24条 提供した指定訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じる。

- 2 自ら提供した指定訪問リハビリテーションに関して、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書などの提出や提示の求め、当該市町村の職員からの質問や照会に応じる他、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力する。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。
- 3 指定訪問リハビリテーションに対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が介護保険法第176条第1項第2号に基づき行う調査に協力する。自ら提供した指定訪問リハビリテーションに関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第25条 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(ハラスメント等の防止のための措置)

第26条 ハラスメント等の対策に関する事業所の責務を踏まえ、次の措置を講ずるものとする。

- 一 従業者に対するハラスメント等の指針の周知・啓発を実施する。
- 二 従業者からの相談に応じ、適切に対処するための体制を整備する。
- 三 その他、ハラスメント等の防止のために必要な措置の実施。

(虐待防止に関する事項)

第27条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のため対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 五 事業所はサービス提供中に当該事業所従事者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(感染症の予防及び、まん延防止のための措置)

第28条 事業所は感染症の予防及び、まん延防止のために次の措置を講ずるものとする。

- 一 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果等について従業者に周知徹底を図る。
- 二 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備する。
- 三 事業所において従業者に対し感染症の予防及び、まん延防止のための研修・訓練を定期的に実施する。
- 四 事業所は従業者に対し年1回以上の健康診断を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第29条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 一 事業所は従業者に対し業務継続計画について説明・周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 二 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第30条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人正観会と指定訪問リハビリテーションの管理者との協議に基づいて定める。

附則

この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。

平成24年 12月 28日改訂

平成26年 9月 1日改訂

平成27年 4月 1日改訂

令和2年 2月 1日改訂

令和3年 4月 1日改訂

令和3年 10月 11日改訂

令和4年 4月 1日改訂

令和5年 4月 1日改訂

令和6年 3月 31日改訂